

LPSによる暗号資産の取得及び保有等に関する提言

2023年12月26日

一般社団法人 日本暗号資産ビジネス協会
web3事業ルール検討タスクフォース



日本暗号資産ビジネス協会
Japan Cryptoasset Business Association

本提言の背景

今般、経済産業省においては、LPSによる暗号資産の取得及び保有を可能とすることを内容とする法改正を視野に検討がなされている。当協会では、当該法改正に向けて有効な提言を行うべく、Web3.0系スタートアップ及びWeb3.0系VCについての実態を把握する為、「Web3.0系スタートアップ及びWeb3.0系VCについての実態調査」（以下：本調査）を実施した。

当協会は、本調査を踏まえ、日本のWeb3.0系スタートアップの発展に向けて、本提言5頁に記載のとおり提言する。

本調査の概要

本調査の質問は、以下3つの分野で構成した。

- ①【共通質問】 LPSによる暗号資産の取得及び保有についての効果と課題、その対象となる範囲等
- ②【VC向けの質問】 VCの実態、暗号資産投資のメリット、LPSによるファンド組成の意向等
- ③【Web3.0系スタートアップ向けの質問】 出資を求めやすいVC属性、Web3.0系スタートアップ側の効果、暗号資産発行の動向や意向について

本調査の総括

VC、Web3.0系スタートアップ、暗号資産交換業者、法律事務所や監査法人・税理士法人等及びその他のWeb3.0関連事業者等、56社に対して、Web3.0系スタートアップ及びVCに関する実態調査を行った。

- LPSによる暗号資産の取得及び保有を認めるべきであるという設問に対し、「そう思う」及び「どちらかというと思う」が98%という結果であった。
- また、本改正が実現した際に期待される効果として、①日本におけるWeb3.0系スタートアップの起業創出や、②コミュニティの活性化による技術力及び産業面の高度化、並びに③大企業とWeb3.0系スタートアップのコミュニケーションの活性化等が期待されるという意見が挙げられた。
- 他方、トークンを活用した投資については、①トークンの保管方法に関する不安や、②スマートコントラクト等の脆弱性によって、トークンを不正に篡奪されてしまう懸念等が挙げられており、実務面での整理が必要であろうと思料される。

本調査の総括

- LPSによる電子決済手段の保有を認めるべきかという設問に対しては、「そう思う」、「どちらかというと思う」が**82%**という結果であった。
- LPSによるNFTの保有を認めるべきかという設問に対しては、「そう思う」、「どちらかというと思う」が**86%**という結果であった。
- LPSによるステーキングを認めるべきかという設問に対しては、**88%**がポジティブな回答、LPSによるレンディングを認めるべきかという設問に対しては**68%**がポジティブな回答であった。
- 本調査の結果として分かったのは、多くのWeb3.0 関連事業者が、「LPSによる暗号資産、電子決済手段及びNFTの保有を認めるべきであり、実現した際には、Web3.0産業の振興が期待される。」と考えているということであった。

スタートアップの発展に向けて

本調査の結果を受け、当協会は、Web3.0系スタートアップの振興を目的として、LPSが以下の事業を営むことが可能となるよう、経済産業省に提言する。

- 暗号資産（決済利用を目的としたものを除く）の取得及び保有並びに運用
- NFTの取得及び保有並びに運用
- 決済利用を目的とした暗号資産の取得及び保有
- 電子決済手段の取得及び保有
- 暗号資産の貸付け

本提言の主意は、現行法において、LPSによる暗号資産その他のトークンの保有が認められていないことにより、①国内VCが、トークンでの資金調達を目指すWeb3.0系スタートアップへの投資が行うことができないばかりか、②このような市場環境を背景として、Web3.0領域での起業を検討する起業家が、国内での起業ではなく海外での起業を選択する事例が数多あることを踏まえ、上記の法改正により、当該状況の改善を求めることである。

当協会は、上記の法改正の実現により、Web3.0系スタートアップ及びWeb3.0ビジネスに参入する企業への振興が期待され、我が国の重要施策であるスタートアップ振興のさらなる発展に資すると思料し、上記のとおり提言する。

問い合わせ先

一般社団法人 日本暗号資産ビジネス協会 (JCBA)

E-mail : info@cryptocurrency-association.org

HP : <https://cryptocurrency-association.org>